

日進市 都市計画法、建築基準法、その他法令上の制限等の調査に係る照会先一覧



■都市計画課 照会可能項目

項目	参考
区域区分	日進市は全域名古屋都市計画区域内。 市内全域が市街化区域もしくは市街化調整区域のいずれかに線引きされています。
用途地域	市街化区域内には用途地域が指定されており、全13の用途地域がある中、市内には9つあります。(内訳：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域)
建蔽率/容積率	用途地域等により異なります。
高さ制限	用途地域による絶対高さ制限(10m) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域のみ該当です。
高度地区	赤池南一丁目、二丁目、赤池四丁目の第一種中高層住居専用地域のみになります。
地区計画	日進竹の山南部、日生東山園、米野木駅前、日進笠寺山、赤池箕ノ手、芦廻間 全6地区。 各地区計画に関する資料は市HPもしくは都市計画課の窓口にて入手可能です。
建築協定	南山エピック、三井和合台、日進グリーンハイツ 全3地区。詳細は各自治会へ。
建築規約	岩崎台自治会、五色園ハイランド、日進ニュータウン、芦廻間自治会、三ヶ峯台住宅自治会 全5地区。詳細は各自治会もしくは区へ問い合わせください。
準防火地域	用途地域が近隣商業地域、準住居地域の全地区。 それ以外の地区については建築基準法22条区域になります。
区画整理	日進赤池箕ノ手、日進香久山西部、日進駅西土地区画整理事業地内で建築する場合、土地区画整理法76条の申請が必要となります。また、(仮称)日進北部土地区画整理事業施行区域内での建築については、都市計画法53条の申請が必要となります。
都市公園	市内全66箇所。
都市緑地	香久山地区に1箇所(水晶山緑地)
下水処理場	北部浄化センター、南部浄化センターの2箇所。
都市計画道路	都市計画道路がかかる箇所で建築する場合、都市計画法53条の申請が必要です。
生産緑地	市街化区域内のみ。
災害危険区域	岩崎町市場区域(1,761㎡)のみ。
特別用途地区	米野木研究開発地区のみ。
屋外広告物関係	愛知県屋外広告物条例により表示方法や場所等に規制があります。
建築・開発関係	開発行為許可申請、開発等事業に関する手続条例、斜線制限・日影規制、角地緩和、壁面(外壁)後退、がけ条例、宅地擁壁等、建築物の敷地面積の最低限度、宅地造成工事規制区域、造成宅地防災区域、建築基準法道路種別、建築要件(旧住造法等)

●上記項目については、都市計画課(TEL:0561-73-4139)までお問い合わせください。

(注)問い合わせ内容によっては記載されている担当部署と異なる場合もあります。予めご了承ください。

■その他問い合わせ先一覧

種類	詳細	担当部署	
道路関係	認定道路、幅員、雨水排水、砂防、河川、土砂災害警戒区域、特定都市河川流域	都市整備部 土木管理課 (TEL:0561-73-2926)	
水道関係	公共下水道、農業集落排水処理施設、団地汚水処理施設(三ヶ峯台・南山エピック・五色園)	都市整備部 下水道課 (TEL:0561-73-2330)	
	上水道	愛知中部水道企業団 (TEL:0561-38-0030)	
	浄化槽	愛知県 尾張県民事務所 環境保全課(TEL:052-961-7211)	
森林、農地関係	保安林	愛知県 尾張農林水産事務所 林務課(TEL:052-961-1658)	
	農地、地域森林計画対象民有林	産業政策部 農政課 (TEL:0561-73-2197)	
区画整理関係	土地区画整理事業全般	都市整備部 区画整理課 (TEL:0561-73-2169)	
	土地区画整理法76条申請	日進赤池箕ノ手地区	日進赤池箕ノ手土地区画整理組合(TEL:052-807-3126)
		日進香久山西部地区	日進香久山西部土地区画整理組合(TEL:052-680-8875)
		日進駅西地区	日進駅西土地区画整理組合 (TEL:0561-56-6866)
文化財関係	埋蔵文化財	学習教育部 生涯学習課 (TEL:0561-73-4190)	
土地の税金関係	固定資産税、地番・地籍図(公図)	総務部 税務課 (TEL:0561-73-4097)	

■その他 地域地区

特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住調整地域、特定用途誘導地区、防火地域、特定防災街区整備地区、景観地区、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、流通業務地区、伝統的建造物群保存地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区は日進市内では該当がありません。

■日進市 都市計画法・建築基準法以外の法令担当窓口

令和3年4月1日現在

*号欄の数字は「宅地建物取引業法施行令」第3条第1項の各号を表しています。

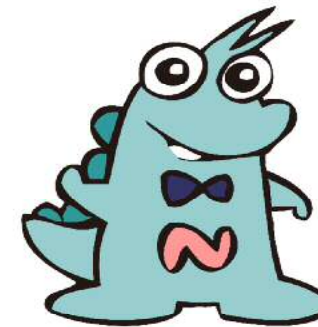
号*	法令名	担当部署	お問い合わせ先
5	生産緑地法	日進市 都市整備部 都市計画課	TEL:0561-73-4139
6	土地区画整理法	日進市 都市整備部 区画整理課	TEL:0561-73-2169
6の2	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法		
15	公有地拡大推進法	日進市 都市整備部 都市計画課	TEL:0561-73-4139
16	農地法	日進市 産業政策部 農政課	TEL:0561-73-2197
17	宅地造成等規制法	日進市 都市整備部 都市計画課	TEL:0561-73-4139
19	河川法(2級河川)	愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 管理第二グループ	TEL:052-961-4421
19	河川法(準用河川)	日進市 都市整備部 土木管理課	TEL:0561-73-2926
19の2	特定都市河川浸水被害対策法		
21	砂防法		
23	急傾斜地法		
23の2	土砂災害防止対策推進法		
24	森林法	日進市 産業政策部 農政課	TEL:0561-73-2197
25	道路法(市道)	日進市 都市整備部 土木管理課	TEL:0561-73-2926
	道路法(県道)	愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 管理第一グループ	TEL:052-961-4419
	道路法(国道153号線)	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道維持第四出張所	TEL:052-774-8720
27	土地収用法	(事業担当課)	—
28	文化財保護法	日進市 学習教育部 生涯学習課	TEL:0561-73-4190
30	国土利用計画法	日進市 都市整備部 都市計画課	TEL:0561-73-4139
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	日進市 生活安全部 環境課	TEL:0561-73-2883
32	土壤汚染対策法	愛知県 尾張県民事務所 環境保全課 環境保全第二グループ	TEL:052-961-7255
35	災害対策基本法	日進市 生活安全部 防災交通課	TEL:0561-73-3279

(注)問い合わせ内容によっては記載されている担当部署と異なる場合もあります。予めご了承ください。

●その他の法令について

3 古都保存法 4 都市緑地法 5の2 特定空港周辺特別措置法 5の3 景観法
 6の3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
 6の4 被災市街地復興特別措置法 7 新住宅市街地開発法
 7の2 新都市基盤整備法 8 旧市街地改造法
 9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
 10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
 11 流通業務市街地整備法 12 都市再開発法 12の2 沿道整備法
 12の3 集落地域整備法 12の4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
 12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 13 港湾法
 14 住宅地区改良法 17の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律
 17の3 都市公園法 18 自然公園法 18の2 首都圏近郊緑地保全法
 18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 18の4 都市の低炭素化の促進に関する法律
 18の5 下水道法 20 海岸法 20の2 津波防災地域づくりに関する法律
 22 地すべり等防止法 26 全国新幹線鉄道整備法 29 航空法 33 都市再生特別措置法
 33の2 地域再生法 34 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 36 東日本大震災復興特別区域法 37 大規模災害からの復興に関する法律

※現在日進市では、上記法令に関して、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に規定する制限の該当はありません。



その他 照会先

- ・地番変更、駐車場法 … 都市計画課 (TEL:0561-73-4139)
- ・電波法関係 … 尾張建設事務所 建築指導課 建築物安全安心グループ (TEL:052-954-6587)
- ・水質汚濁防止法… 尾張県民事務所 環境保全課 環境保全第二グループ (TEL:052-961-7255)